

令和 5年 3月27日

引越をされた皆様へ

西原町役場 総務部  
町 民 課

## 住所異動に係る臨時窓口の開設について（御案内）

時下、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、西原町の発展にご協力賜り、感謝申し上げます。

さて、毎年3月中旬から4月中旬までの約1ヶ月間は、新しい生活を始める方の住所異動等で、窓口が大変混雑しております。

つきましては、住所異動の臨時窓口を、下記のとおり開設致しますので、ご案内申し上げます。

### 記

開設日時 : ① 令和5年4月1日(土) 9:00~12:30

② " 4月2日(日) "

開設場所 : 西原町役場 1階 窓口③

(庁舎への出入りは、東口をご利用願います)

備 考 : ① 転出市町村役場からの「**転出証明書**」の原本及び本人確認書類（**運転免許証等**）を持参してください。

② 既存世帯へ転入（転居）の方は、既存世帯主との続柄が確認可能な資料（**戸籍謄本等**）を持参してください。

③ 転入（転居）手続当日に、住民票の写し等を申請される方は、**約4時間お待ち**いただくことになります。

④ 印鑑登録・国民年金・国民健康保険・各種福祉サービス・その他の手続に関しましては、**日を改めて**ご来庁願います。

〒903-0220

沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

( 西原町役場 総務部 町民課 住民年金係 )

TEL : 098-945-5012 (内線2401・2402)



令和 5年 3月 27日

引越をされる皆様へ

西原町役場 総務部  
町 民 課

## マイナンバーカードを利用した手続について（お知らせ）

時下、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、西原町の発展にご協力賜り、感謝申し上げます。

さて、今般、引越（住所異動）される方は、マイナンバーカードを利用して、転入届・転出届等の各種手続を行うことができますが、**届出期間（マイナンバーカードを利用した際は、住み始めた日から14日以内かつ転出予定日から30日以内）を超過したため、マイナンバーカードが失効し、紙の「転出証明書」が必要となる場面が見受けられます。**

つきましては、住所を異動された方は、速やかに、マイナンバーカードを持参して、暗証番号を利用して住所更新手続を行っていただきますよう、お願い申し上げます。



〒903-0220

沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

（ 西原町役場 総務部 町民課 住民年金係 ）

TEL：098-945-5012（内線2401・2402）